

（所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書によつて改正された条約に関する交換公文）

（スイス側書簡）

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、千九百七十一年一月十九日に東京で署名され、二千十年五月二十一日にベルンで署名された議定書によつて改正された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約（以下「条約」という。）及び二千十年五月二十一日にベルンで署名され、条約の不可分の一部を成す議定書（以下「議定書」という。）に言及するとともに、スイス連邦政府と日本国政府との間で到達した次の了解をスイス連邦政府に代わつて確認する光栄を有します。

条約第二十五条のAの規定に基づく情報の要請に関し、次のことが了解される。

(1) 同条1において「関連する」と規定するのは、租税に関する情報の交換を可能な限り広範に行うことを

意図するものであるが、同時に両締約国が特定の納税者の租税に関する事項に関する可能性に乏しい情報自由に要請することはできないことを明らかにすることを意図するものである。

(2) 議定書5(c)の規定は、証拠漁り^{あさ}が行われないことを確保するための重要な手続的要件を含むものであるが、実効的な情報の交換を妨げるものではないと解される。

本大臣は、更に、閣下が前記の了解を日本国政府に代わって確認されることを要請する光榮を有します。本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年五月十五日にベルンで

スイス連邦

大統領兼財務大臣 エヴァリーン・ヴィドマーリ・シュルンプ

スイス連邦駐在

日本国特命全権大使 梅本和義閣下

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、一千十二年五月十五日付けの閣下の次の書簡を受領したことと確認する光榮を有します。

(スイス側書簡)

本使は、更に、閣下の書簡に述べられた了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。
本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

一千十二年五月十五日にベルンで

スイス連邦駐在

日本国特命全権大使

梅本和義

スイス連邦

大統領兼財務大臣 エヴァリーン・ヴィドマーリ・シユルンプ閣下